

監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第 2 項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象

市民部，都市部，環境部，産業部，土木部，教育委員会，会計課，消防，上下水道局

令和 8 年 6 月 15 日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

小 田 晃士朗

市 民 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

人権・男女共同参画課，倉橋市民センター，蒲刈市民センター，豊市民センター

3 監査の期間

令和7年11月26日から令和8年1月26日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、人権・男女共同参画課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 蒲刈会館の備品のうち、ディスプレイの所在が確認できなかった。

については、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

- (2) 継続的に使用を許可している行政財産（電柱等の設置）の使用料について、4 月末日を納期限として納付させるべきところ、納期限を 5 月 16 日とした納入通知書を交付しているものがあった。

については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

都 市 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

都市計画課

3 監査の期間

令和7年11月26日から令和8年1月26日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 市営駐車場等に係る指定管理業務において、次の事例があった。

ア 指定管理者は、業務に従事する者の氏名及び当該従事者間の責任体制等について、あらかじめ市に報告しなければならないこととなっているにもかかわらず、当該報告書が提出されていなかった。

イ 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならないこととなっているにもかかわらず、承認を求める書面が提出されていなかった。

ウ 指定管理者は、業務の実施に当たり、自ら負うこととなる責任等について適切な範囲で各種保険に加入し、指定期間開始日の前日までに当該保険に係る保険証券等の写しを市に提出しなければならないこととなっているにもかかわらず、当該写しが提出されていなかった。

については、指定管理者に基本協定書の内容を遵守させるよう、適正に指導された

い。

- (2) 継続的に使用を許可している行政財産（蔵本駐車場）の使用料及び普通財産（蔵本駐車場貸付地）の貸地料について、4月末日を納期限として納入通知書を納入義務者に交付すべきところ、監査日現在、納入通知書を交付しておらず、納入もされていなかった。

ついては、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」及び普通財産の貸付けに係る事務取扱要領に留意し、適正な事務処理をされたい。

環 境 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

環境施設課

3 監査の期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 「資源化施設水銀含有物処理業務」ほかにおいて、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

- (2) 「長門園第 1 U F 循環ポンプ N O . 2 修繕」ほかについて、次の事例があった。

ア 仕様書において、受注者は修繕責任者等の資格を証する書類の写し等を提出する旨を定めているにもかかわらず、当該書類が提出されていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守するよう指導されたい。

イ 仕様書において、受注者は契約締結後速やかに修繕実施計画書等を提出し、市の承諾を得なければならない旨を定めており、受注者から当該書類が提出されているにもかかわらず、承諾していなかった。

については、適正な契約事務をされたい。

- (3) 契約金額が 3 0 万円を超える物品購入において、契約書の作成を省略する場合は、

請書・承諾書その他これに準ずる書面を徴さなければならないこととなっているにもかかわらず、これを徴していなかった。

ついては、契約規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

産 業 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

海事歴史科学館学芸課，港湾漁港課

3 監査の期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、港湾漁港課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。
指摘事項

- (1) 職員が出勤したときは、始業時刻までに庶務事務システム上の機能を使用した打刻をすることとなっているにもかかわらず、正当な理由もなく出勤時の打刻をせず、放置していた職員が複数人いた。

については、「庶務事務システム等を使用した申請等の運用について（人事課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

- (2) 人間ドックに係る職務専念義務の免除について、1 日を限度に承認すべきところ、2 日承認された職員がいた。

については、適正な事務処理をされたい。

- (3) 港湾漁港課の所管に属する備品のうち、パソコンの所在が確認できなかった。

については、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

土 木 部 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

土木企画室，土木総務課，営繕課

3 監査の期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 土木企画室

指摘事項

職員が出勤したときは、始業時刻までに庶務事務システム上の機能を使用した打刻をすることとなっているにもかかわらず、正当な理由もなく出勤時の打刻をせず、放置していた職員が複数人いた。また、始業時刻までに出勤しているものの打刻が遅れ、そのまま放置していた職員がいた。

については、「庶務事務システム等を使用した申請等の運用について（人事課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(2) 土木総務課

指摘事項

ア 「不動産登記嘱託業務（阿賀北七丁目地区）」に係る契約について、総価契約であるにもかかわらず、単価契約用の契約約款を用いて契約を締結していた。

については、適正な契約事務をされたい。

イ 蒲刈町向地区排水ポンプ所施設保守管理業務に係る仕様書において、受注者は、毎月1回業務実績報告書を提出する旨を定めているにもかかわらず、当該書類が提出されていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守するよう指導されたい。

ウ 呉ポートピアパークの指定管理業務について、次の事例があった。

(ア) 自転車及びバスケットボールに係る貸付料並びに維持管理料について、収支上、自主事業分に区分されているが、当該貸付料は条例及び規則に定める利用料金であり、また、自転車は市の備品として貸与していることから市委託事業分に区分して経理することが、指定管理業務の透明性確保のためにも必要である。

については、当該事業の経理区分を改められたい。

(イ) 市が無償で貸与している備品等の一覧表を基本協定書に添付しているにもかかわらず、当該一覧表を長期間改訂していないため、実態と大きく異なっていた。

については、指定管理者に無償貸与している備品等の現物確認を行った上で当該一覧表を改訂するなど、適正な事務処理をされたい。

エ 継続的に使用を許可している行政財産（呉ポートピアパーク）の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきところ、納期限を5月20日とした納入通知書を交付しているものがあった。

については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(3) 営繕課

指摘事項

ア 職員が出勤したときは、始業時刻までに庶務事務システム上の機能を使用した打刻をすることとなっているにもかかわらず、正当な理由もなく出勤時の打刻をせず、放置していた職員が複数人いた。また、始業時刻までに出勤しているものの打刻が遅れ、そのまま放置していた職員がいた。

については、「庶務事務システム等を使用した申請等の運用について（人事課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

イ 人間ドックに係る職務専念義務の免除について， 1 日を限度に承認すべきところ， 2 日承認された職員がいた。

については，適正な事務処理をされたい。

教育委員会事務局及び各教育機関監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

学校安全課，小学校（広，横路，警固屋，吉浦，倉橋），中学校（広中央，郷原，呉中央，吉浦，倉橋），義務教育学校（天応学園）

3 監査の期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 学校安全課

指摘事項

年次有給休暇について、時間休暇を開始することができる時刻は四半時となっているにもかかわらず、開始時刻が四半時ではない休暇を取得していた。

については、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理をされた。

(2) 吉浦中学校

指摘事項

私用電話使用料について、記録簿を備え付け、1 か月分を集計し、毎月末に納入することとなっているにもかかわらず、令和 5 年度以降、記録簿を作成しておらず、また、当該使用料を金融機関に払い込んでいなかった。

さらに、任意で作成していた電話使用簿への記載漏れがあり、監査日当日に保管している金額と一致しなかった。

ついては、「学校事務の手引き（学校施設課作成）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

会 計 課 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の期間

令和8年2月25日から同年4月27日まで

3 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとと

もに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

6 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

7 監査の結果

1 から 5 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

「標準化後新納付書会計データ作成対応業務」に係る指名業者審査伺において、部長決裁によるべきところ、課長による決裁となっていた。

ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

消 防 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

消防総務課，警防課，予防課

3 監査の期間

令和8年2月25日から同年4月27日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、消防総務課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。
指摘事項

- (1) 「陀峯山無線中継局自家用電気工作物保安管理業務」の仕様書において、受注者は、あらかじめ現場責任者の氏名、緊急時協力体制等の書類を提出し、市の承諾を得なければならない旨を定めているにもかかわらず、当該書類が提出されていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守するよう指導されたい。

- (2) 赴任に伴って支給した旅費について、旅行命令回議書による旅行命令を行っていないかった。また、当該赴任旅行を行った職員の復命も行われていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

上 下 水 道 局 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

経営企画課，浄水課，下水建設課

3 監査の期間

令和8年2月25日から同年4月27日まで

4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 経営企画課

指摘事項

上下水道事業会計規程によれば、固定資産について少なくとも 3 年に 1 回、台帳と固定資産の実体とを照合し、また、固定資産のうち動産については棚卸資産の実地棚卸しの規定に応じて実地照合することとなっている。

今回、台帳と固定資産の実体との照合状況を確認したところ、実地照合が実施されていたのは動産のごく一部のみであった。

については、上下水道事業会計規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 下水建設課

指摘事項

1 件当たり 50 万円以下の小規模な維持補修業務を対象としている下水道マンホール等補修業務について、分割して発注している理由が合理的とはいえないものが

あった。

ついては、当該業務の範囲内で分割して発注することに合理的な理由があるか十分検討し、適正な契約事務をされたい。